

西条市災害時受援計画【概要版】

令和4年8月

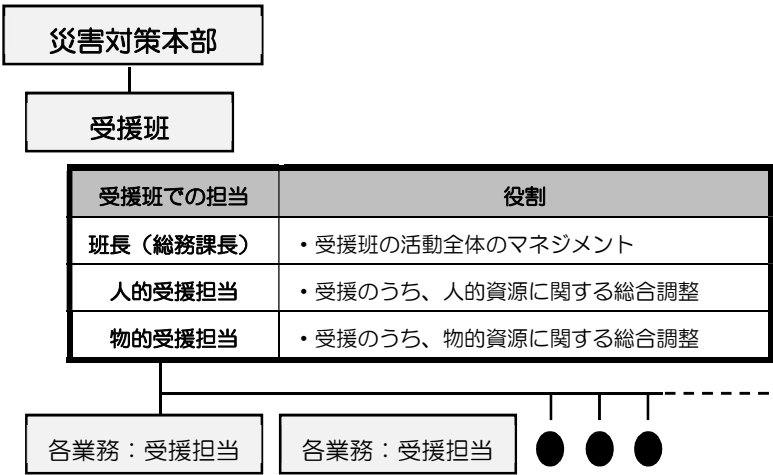
1 本計画の目的と発動要件

- (1) 目的
- 国では、受援・応援を円滑に行うため、平成24年6月以降、災害対策基本法及び防災基本計画を逐次、改正するとともに、被災都道府県・被災市町村の受援体制整備を促すため、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定した。
- これに伴い、本市においても人的・物的資源の受入れ手順等の体制整備や、応援を受ける業務（受援対象業務）の選定、応援要請のための準備等を定め、大規模災害時には外部からの応援を迅速、的確に受け入れることを目的に、本計画を策定する。
- (2) 発動要件
- 本計画の発動要件を、次のとおり設定する。
- ア 市域で震度6弱以上の地震が発生した場合
 - イ その他の大規模な災害が発生し、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認める場合

2 受援体制

災害対策本部内に「受援班」を設置する。

受援班は、他機関への応援調整や庁内調整など受援の全体調整に関する内容を担う。各業務の受援担当者は、受援班との連携を通して各部（各班）の具体的な受援活動（応援職員の受入れや受援対象業務に係る指示、物資の受入れや搬送等）を実施する。



受援班での担当	構成員	役割
人的受援担当	【統括】 部署名（総務部動員班） 役職名（人事研修係長） 【担当】 担当部署（班）名 （総務部動員班）	・人的ニーズの取りまとめ ・他地方公共団体等への応援要請 ・応援職員の受入れ・配分等に関する調整 ・受援対象業務の進捗把握 ・応援職員への配慮 ・調整会議の開催
物的資源担当	【統括】 部署名（総務部総務班）	・プッシュ型支援への対応 ・物的ニーズの取りまとめ

	役職（総務係長） 【担当】担当部署（班）名 調達担当（総務班・市民物資班） 物資拠点担当（市民物資班） 輸送担当（市民物資班）	・避難所の物的ニーズの取りまとめ ・他地方公共団体・団体等への物資調達要請 ・調達状況の管理 ・輸送や配送の状況の管理 ・物資集積拠点の在庫管理 ・物的資源の過不足の確認・調整会議の開催
--	---	--

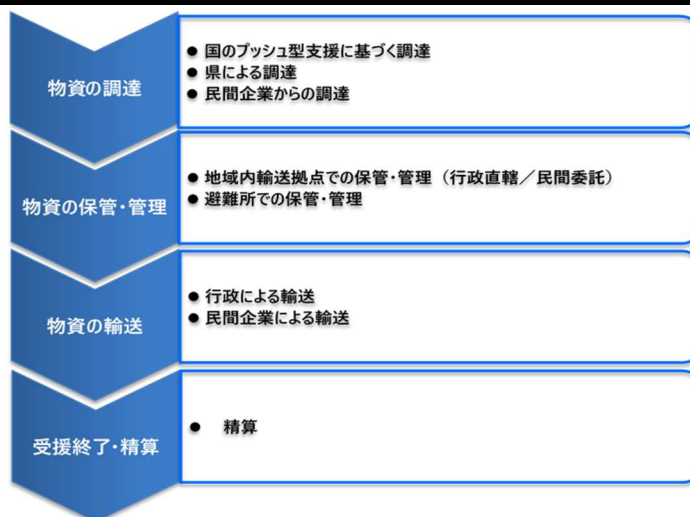
3 受援対象業務

次の業務を受援対象業務とし、他団体等からの人的応援を受け入れることを想定する。

No.	業務名	主たる担当班
1	災害マネジメント	本部事務局
2	避難所運営	救援班、保健班
3	支援物資に係る業務	市民物資班、総務班
4	災害廃棄物の処理	環境衛生班
5-1	住家の被害認定調査	調査班
5-2	罹災証明書の交付	調査班
6	被災者支援・相談業務	救援班、広報班
7	給水に係る業務	水道班
8	保健師等による健康相談・訪問・衛生対策	保健班

4 物的応援

国のプッシュ型支援に基づく調達は、おおむね災害発生から1週間程度の間で実施され、必要な物資のニーズ等を取りまとめる必要なく物資が輸送される。プッシュ型支援終了後物資が不足する場合は、各避難所の物資ニーズを把握し、必要物資量を明らかにした上で、受援班（物的受援担当）により愛媛県や協定締結先となる民間企業に対し物資調達を要請する。



5 本計画の修正・推進

本計画は、PDCA（PLAN-DO-CHECK-ACTION）サイクルを活用し、訓練を重ねながら随時見直す。その習熟のために、各部課等は、国の新しい制度や知見等の情勢の変化に伴う時点修正を取り入れて、各部課等が作成しているマニュアル等に受援対象業務の内容を反映させ、研修・訓練等を通じて内容を周知し、理解を深めていくものとする。なお、各マニュアルについては、危機管理課に提出するものとする。